

TOPIXの見直しに伴うTOPIXニューインデックスシリーズ等の算出要領の改定に関する
指数コンサルテーションへの対応について

株式会社JPX総研(以下「当社」という。)は、TOPIXの見直しに伴うTOPIXニューインデックスシリーズ等の算出要領の改定について指数コンサルテーションを実施しました。

指数コンサルテーションを通じ、本提案について多数の賛成のご意見を受領しました。これを踏まえ、本指数コンサルテーションで示した提案内容のとおり算出要領を2026年10月1日に改版します。なお、TOPIXニューインデックスシリーズ・東証規模別株価指数及びTOPIXスタイルインデックスシリーズの見直しについては、2026年10月の定期入替及び2026年11月以降に新規上場する銘柄の非定期的構成銘柄への追加から適用します。

なお、その他のご意見と当社の考え方については以下のとおりです。

頂いたご意見	当社の考え方
TOPIXの見直しに伴い、TOPIXの定期入替時にTOPIX Micro CapやTOPIX Next-tierなどの指数において銘柄数の大幅な増減が発生し、指数の連続性や算出の安定性が損なわれる可能性があると認識している。特に、TOPIXの銘柄数が大幅に減少する場合、TOPIX Micro Capの構成銘柄数も大幅に減少することとなり、ポートフォリオ特性が大きく変わってしまう可能性がある。また、場合によってはTOPIXの構成銘柄が1,000銘柄以下となり、TOPIX Micro Capの指数算出自体が不可能になることも考えられる。このような事象が発生する可能性を認識し、対応策についても検討する必要があると史料。	TOPIXの初回定期入替以降の状況を踏まえ、TOPIXニューインデックスシリーズ等についても、必要に応じ指数コンサルテーションを通じたルールの見直しの要否を検討いたします。
TOPIX高配当40指数について、TOPIXからの除外銘柄が、ユニバースであるTOPIX100に含まれている場合は同時に除外されることは妥当であり、またTOPIXの定期入替に伴う除外銘柄が、TOPIX高配当40指数の構成銘柄でもあるケースの発生可能性は低いことから、問題ないとする。ただし、TOPIXとTOPIX高配	

頂いたご意見	当社の考え方
<p>当 40 指数では定期入替時期が異なるため、可能性は低いですが、TOPIX からの除外銘柄で該当銘柄が多い場合、既存の算出要領では銘柄補填しないルールであるが、最低銘柄数の維持についてのルールは必要ないか。また、2028 年度の定期入替基準日時点では、移行措置銘柄は除外前であること、移行措置銘柄が TOPIX 高配当 40 指数の構成銘柄でもあるケースの発生可能性は低いことから、問題ないとする。2028 年度の定期入替については TOPIX からの除外が想定される銘柄を採用継続することは合理性が低いため、2028 年度の定期入替に限り 7 月末に TOPIX からの除外が見込まれる銘柄は母集団から除外するなどの検討の余地があるとする。</p>	
<p>現時点の TOPIX 非構成銘柄で TOPIX ニューインデックスシリーズ等の選定基準を満たしている銘柄が、同シリーズに組入れられ始めるのは TOPIX の定期入替え開始と同タイミングの 2026 年 10 月からということか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>スピンオフ上場銘柄の取り扱いについては、課題が残ると考える。</p> <p>例えば、スピンオフにより新規上場した銘柄が TOPIX Core30 等の選定基準を満たしていないにもかかわらず組入れが続くなど。TOPIX ニューインデックスシリーズ等は時価総額・流動性の観点から銘柄を選定する指数であり、こうした状況は指数コンセプトとの整合性および投資家の期待との乖離を生じさせる要因となる。選定基準を満たさないスピンオフ企業については、マーケットへの影響には留意しつつも流動性が確保された段階で指数からは除外されるべきではないだろうか。この点は移行後の TOPIX を対象に前回コンサルテーションでも指摘したが、規模別の株価指数では一層検討されるべき点だと考える。</p>	<p>現状、効力発生時においては指数連動運用への利便性に配慮した銘柄追加を実施し、定期入替時にスピンオフ先の実態に合わせた区分に見直すこととしており、利用者の皆様にご支持をいただいています。</p> <p>引き続き皆様のご意見を確認してまいります。</p>

以上